

## 【組合員保管用】

必ずお読み下さい！通学バスの運行に関わる大切な誓約書です。

日本人学校協同組合は入会されている組合員皆様の団体で皆様のご協力とご理解の下、成り立っている互助組織です。通学バスは現地のバス会社と契約運行しており、ポイントや時間・乗車児童・生徒の世話などは地区委員が行います。

最近自己主張する組合員が増えており、ボランティアで支えている地区委員が対応に大変苦慮しております。この状況が続くとこの制度が崩壊し、来星間もない保護者は通学バス利用の手続きを日本語の全く通じない現地バス会社へ直接して頂く事に成りかねません。

新しく入会された方々も一人一人お子様の通学に責任を持ち、地区委員と一緒に積極的に、乗車児童・生徒の安全通学にご協力をお願いします。

最後に下記条項にご理解いただけない場合は入会出来ません。従ってお子様の通学バス利用も出来ませんのでご注意ください。

---

申請日付 西暦 年 月 日

日本人学校協同組合 御中

---

申請人署名

## 誓約書

貴組合に入会するにあたり、以下の通り誓約いたします。

- 1、貴組合の趣旨・目的に賛同し、その事業に協力いたします。
- 2、貴組合の規約を遵守するとともに、通学バスの利用心得等貴組合がサービス利用に関して、定める諸事情を家族に周知徹底し、遵守させます。
- 3、貴組合のサービスを利用することに関して、会員および利用者相互間に苦情・その他の問題が生じた場合には、貴組合の事業目的の趣旨に従い、速やかに円満に解決を図るものとし、貴組合にご迷惑を及ぼさない様にいたします。  
又、貴組合のご意見を尊重いたします。
- 4、万一、本契約事項に違反し、貴組合理事会において退会を求められた場合には異議なくこれに従います。

以上